

諮問番号：平成29年度諮問第31号
答申番号：平成29年度答申第40号

答 申 書

第1 審査会の結論

- 1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成○○年○○月○○日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件返還処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求1」という。）は、棄却すべきである。
- 2 処分庁が、審査請求人に対して平成○○年○○月○○日付けで行った法の規定による保護変更決定処分（以下「本件変更処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 本件審査請求1について

ア 審査請求書における主張の要旨

審査請求人は、かねてから生活保護を受給していたところ、平成○○年○○月○○日、処分庁は、この日までに審査請求人の友人（以下「友人」という。）が審査請求人名義のA銀行B支店の普通預金口座に振込送金した○○○○○○円のうち○○○○○○円について審査請求人の収入であると認定し、審査請求人に対し、○○○○○○円を返還すべきことを決定した。

しかし、以下に述べるように、処分庁が、友人から送金された上記金員を法第63条に定める「資産」として認定したことは誤りであって、本件返還処分は取り消されなければならない。

(ア) 法第63条は、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず、すぐに活用できないような事情があつて保護が行われたときには、事後的に、一定の範囲内において保護費の返還を定めた規定である。そして、ここでいう「資力」とは、法第4条第1項の「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」と同義であるとされ、不動産、現預金、債権等をすべて含む。しかし、一定の資産については、活用すべ

き資産には当たらないとして被保護者において保有が認められるので、かかる資産は法第63条の「資力」から除外される。

(イ) 現在の運用において、一般的に現金や預貯金は、最低生活費の半分程度しか保有を認められないようであるが、最判平成16年3月16日（民集58巻3号647頁）が判示したように、当該預貯金等がすでに支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金の使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる限り、被保護者において保有が認められるのであって、収入認定の対象とすべき資産には該当しない。

(ウ) 審査請求人は、平成〇〇年〇月から同年〇月ころと同年〇月から同年〇月ころ、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、C市内にあるD病院にて入院していたが、同年〇月ないし同年〇月ころ、D病院にて通院治療を受けていた友人と知り合い、電話やメールなどで連絡を取るようになった。同年〇月〇〇日ころ、審査請求人は、友人から電話にて「家賃が払えない。苦しい。お金を貸してほしい」等と依頼された。以前、審査請求人自身が経済的に困窮したという経験があったことから、多少の金銭を友人に貸すことで友人が窮地から脱するのであれば力になろうと考え、家賃に相当する〇〇〇〇〇〇円を友人に貸すことにし、同日ころの午後7時ころ、審査請求人宅を訪れた友人に現金〇〇〇〇〇〇円を貸し付けた（以下「本件貸付け」という）。このとき、借用証等の書面は作成していない。

なお、審査請求人は、生活保護を受けるようになってから、なるべく節制した生活をするに努め、家具、電化製品等の買換え、転居時の費用等に備えるため、保護費をやり繰りして預金していたが、同月中旬には、審査請求人名義のA銀行E支店の普通預金口座（以下「本件口座」という。）に約〇〇〇円の預金があった。

そして、審査請求人は、平成〇〇年〇月中旬ころ、処分庁より、入院期間中に支給されるべき保護費〇〇〇〇〇〇円を現金にて受け取り、手元に保管していた。本件貸付けはこの一部を貸したものである。

(エ) 審査請求人は、友人に対し、本件貸付けを初回として、その後、平成〇〇年〇〇月〇日までの間、合計〇回にわたり金員（合計〇〇〇〇〇〇〇円）を貸し付けた。一方、友人は、審査請求人に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇日までの間、合計〇〇回にわたり金員（合計〇〇〇〇〇〇〇円）を返済した。〇回目以降の貸付金の原資は、いずれも本件口座である。

(オ) 保有を認められた資産を第三者に貸し付けた場合、それが後日に返済されたとしても、その金員は、元来、保有を認められていた資産に

ほかならないのであって、これを収入として認定することは許されない。

本件では、本件貸付けの原資は、上記のとおり、現金で受領した保護費であり、その余の貸付け（合計〇回）の原資は、本件口座の金員であって、いずれも、審査請求人において保有することが認められる資産であった。

そして、現に、本件においても、本件貸付けを除く、合計〇回に及ぶ貸付けに対して友人から返済された金員（合計〇〇〇〇〇〇円）については、処分庁は収入として認定していない。

(カ) 結局のところ、本件で問題となるのは、本件貸付けの事実があったかどうかという点に尽きる。たしかに、これについては、銀行預金口座の履歴が残っておらず、当時、借用証等の書面も作成されていない。

しかし、①友人が審査請求人より確かに〇〇〇〇〇〇円を借りたことを認める書面を作成していること（処分庁に提出済み）②友人も生活保護を受給している者であって、経済的に余裕があるわけではないから、審査請求人から金員を借りた事実がないにもかかわらず、同人に金員を交付する理由はおおよそ想定できないこと③審査請求人は、平成〇〇年〇月中旬に処分庁より現金で受領した〇〇〇〇〇〇円を保管していたが、これとは別に、A銀行の口座より、同年〇月〇〇日に〇〇〇〇〇〇円、同年〇月〇日に〇〇〇〇〇〇円を出金している。審査請求人の日常的な生活費は、同口座より出金した合計〇〇〇〇〇〇円で十分であり、処分庁より受領した〇〇〇〇〇〇円の用途は、本件貸付け以外に考えられないことからすれば、本件貸付けがあったということは優に肯認できる。

(キ) したがって、審査請求人に対して友人より送金された〇〇〇〇〇〇円について、審査請求人の収入であると認定したことは誤りであり、本件返還処分は取り消されなければならない。

イ 反論書における主張の要旨

(ア) 処分庁は、要するに、審査請求人が友人に手渡しで〇〇〇〇〇〇円を貸したとする証拠がないとして、本件返還処分が適正なものであると主張する。

(イ) 処分庁が提出した証拠書類には、友人が作成した、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの「証明（申告）書」（以下「友人の証明書」という。）が含まれている。これについて、処分庁は「日付と金額を羅列したものであり、それぞれ何をしめしているのか不明であった」と指摘する。しかし、友人の証明書は、友人自身が作成したものであることに疑問の余地はなく（友人が審査請求人に送付した現金書留郵便の封筒記載

の筆跡と一致している)、審査請求人と友人との貸借の状況と照合すれば、単なる「羅列」ではなく、両者間における、貸付けと返済の時期及び金額を時系列に沿って記載したものであることは明らかである(もともと、一部の返済については記載漏れがあるし、日付や金額に相違があるものもある。このうち、返済の日付が相違しているのは、銀行振込みによる送金手続を行った日と本件口座への着金日はずれた結果であろうと思われる)。

本件で問題となるのは、初回の「〇〇〇〇〇〇円」の貸付けがあったかどうかである。この点、友人の証明書では、「(平成)〇〇年〇月(か)同年〇月頃、現金〇〇〇〇〇〇円」を借用したことが明確に記載されている。これを、「何をしめしているのか不明」とする処分庁の感覚はまったく理解できるものではない。

友人自身も生活保護利用者であるところ、審査請求人から金銭を借用していることが発覚すれば、収入認定される可能性がある。友人の証明書は、それを承知の上で作成されたものであるから、記載内容が真実に合致する蓋然性は著しく高いというべきである。

(ウ) 審査請求人は、審査請求書において、「本件貸付けを除く、合計〇回に及ぶ貸付けに対して友人から返済された金員(合計〇〇〇〇〇〇円)については収入認定されていない」と述べたところ、これに対し、処分庁は、弁明書において、全額が収入となるべきものであるものの、「審査請求人に自立助長を考慮し、本来の要返還額〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円を控除したからに過ぎない」と主張する。

この点、「自立助長を考慮した」という具体的な内容はまったく判然としないところではあるが、結局、処分庁において各貸付けがあったと認定できるかどうか返還を要するか否かの判断の分かれ目となっていることは明らかである。

したがって、上記のとおり、友人の証明書により明らかに認定しうる本件貸付けに対する友人からの弁済についても、返還を要しないと結論付けることが相当である。

(エ) したがって、審査請求人に対して友人より送金された〇〇〇〇〇〇円について、審査請求人の収入であると認定したことは誤りであり、本件返還処分は取り消されなければならない。

(2) 本件審査請求2について

ア 審査請求書における主張の要旨

審査請求人は、かねてから生活保護を受給していたところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日、処分庁は、同月〇日に友人が現金書留にて審査請求人に送金した〇〇〇〇〇〇円を審査請求人の収入であると認定し、審査請

求人への同年〇〇月分の保護費を〇〇〇〇〇〇円減額する旨を決定した。

しかし、以下に述べるように、処分庁が、友人から送金された上記金員を法第63条に定める「資産」とであると認定したことは誤りであって、本件変更処分は取り消されなければならない。

(ア) 上記(1)アの(ア)から(カ)と同趣旨

(イ) したがって、審査請求人に対して友人より送金された〇〇〇〇〇〇円について、審査請求人の収入であると認定したことは誤りであり、本件変更処分は取り消されなければならない。

イ 反論書における主張の要旨

(ア) 上記(1)イの(ア)から(ウ)と同趣旨

(イ) したがって、審査請求人に対して友人より送金された〇〇〇〇〇〇円について、審査請求人の収入であると認定したことは誤りであり、本件変更処分は取り消されなければならない。

3 審査庁

- (1) 審理員意見書のとおり、本件審査請求1は棄却すべきである。
- (2) 審理員意見書のとおり、本件審査請求2は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

- (1) 本件審査請求1は、棄却されるべきである。
- (2) 本件審査請求2は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 処分庁は、審査請求人に対し、預金通帳の記録より友人からの入金記録が明らかである〇〇〇〇〇〇円について、審査請求人が友人に振込んだ事実が預金通帳の記録から明らかである〇〇〇〇〇〇円については、審査請求人の自立助長を考慮するとして控除し、残る〇〇〇〇〇〇円の返還を求める本件返還処分を行ったことが認められる。

また、平成〇〇年〇〇月〇日に友人から現金書留で送付があったと審査請求人が申告した〇〇〇〇〇〇円については、同年〇〇月分の保護費に収入充当することとし、同月分の本人支払額を〇〇〇〇〇〇〇円とする本件変更処分を行ったことが認められる。

- (2) 審査請求人は、保有を認められた預貯金から多少の金銭を友人に貸したものであり、それが後日返済されたとしてもこれを収入として認定することは許されないこと、また、処分庁は収入認定した上で自立助長を考慮し

たと主張するがその具体的な内容は全く判然とせず、結局、各貸付けがあったと認定できるかどうか返還の要否判断となっており、通帳には現れない金額についても友人の証明書から貸し借りの事実は明らかであることから返還などは要しない旨主張する。

- (3) しかしながら、保護は、受給者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するもので、厚生労働大臣の定める基準により測定されたもので行うものであることから、そもそも、他者への貸付けなどは認められず、また、審査請求人も主張するとおり、保護の受給者が金銭を借用していることが発覚すれば収入認定される可能性があるものである。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(2)のイの(ア)のとおり、「仕送り、贈与等による収入認定については、社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること」とされているなか、最低生活が保障されている保護の受給者間で金銭の貸付けを行いその貸付金に対する返金分が、社会通念上収入として認定することを適当としないものと認めることは極めて困難である。

よって、本来ならば、審査請求人が友人に貸したという申立そのものを認めることが困難であるなか、処分庁においては、審査請求人から申告し今回が初めてであったこと、審査請求人はお金を貸さないとその人が生活できないという精神的なプレッシャーを感じていたことなど個別具体の事情を鑑み、通帳の記録から金銭のやりとりの事実が客観的に明らかである〇〇〇〇〇〇円分については、これを収入認定すると審査請求人の生活が困窮となることが推測されたことから、保護の実施機関の裁量において、入出金記録の差額である〇〇〇〇〇〇円分の返還額を決定し本件返還処分を行ったものであり、その判断に違法又は不当な点があるとまでは認められない。

- (4) また、確かに審査請求人の主張及び友人の証明書から、審査請求人の主張に矛盾はなく、審査請求人と友人において貸し借りがあったことは推認されるものの、客観的に明らか資料がない限り、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が控除を認めることは困難といえ、よって、審査請求人が平成〇〇年〇月〇〇日に貸したと主張する〇〇〇〇〇〇円について、〇〇〇〇〇〇円は法第63条返還決定を行い、また、平成〇〇年〇〇月〇日に送金されたと申告のあった〇〇〇〇〇〇円は、確認月である同月の次回支給月である同年〇〇月の収入充当額の変更を行ったものであり、本件変更処分についても、その判断に違法又は不当な点があるとまでは認められない。

(5) 他に本件変更処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成29年11月22日	諮問の受付
平成29年11月27日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：12月14日 口頭意見陳述申立期限：12月14日
平成29年11月29日	第1回審議
平成29年12月1日	本件審査請求1及び本件審査請求2の調査審議 の併合通知
平成30年1月12日	第2回審議
平成30年1月30日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。
- (3) 法第8条第1項は、保護の程度に関し、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (4) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (5) 次官通知第8の3の(2)のイの(ア)は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること」と定めている。

- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第10の2の(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を發して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。)」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件審査請求1について

ア 平成〇〇年〇〇月〇日、審査請求人は、資産申告書及びA銀行E支店の通帳(平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇日までの記帳があるもの)を処分庁に提出した。

その通帳によれば、平成〇〇年〇〇月〇日以降、友人から審査請求人に合計〇〇〇〇〇〇円の入金及び審査請求人から友人に〇〇〇〇〇〇円の振込があったことが認められる。

イ 平成〇〇年〇〇月〇〇日、審査請求人はA銀行E支店の通帳(平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までの記帳があるもの)を処分庁に提出した。

その通帳によれば、平成〇〇年〇〇月〇〇日以降、友人から審査請求人に合計〇〇〇〇〇〇円の入金及び審査請求人から友人に合計〇〇〇〇〇〇円の振込があったことが認められる。

同日、審査請求人は処分庁に証明(申告)書(平成〇〇年〇月頃、審査請求人が友人に手渡しで〇〇〇〇〇〇円を貸した旨、平成〇〇年〇月〇〇日以降、友人から審査請求人に返済があった日及びその金額を記載した書面)を提出した。

ウ 平成〇〇年〇〇月〇〇日、処分庁は、上記ア及びイのとおり、友人から審査請求人に入金された金額の合計〇〇〇〇〇〇円から審査請求人から友人に振り込まれた金額の合計〇〇〇〇〇〇円の差額〇〇〇〇〇〇円について、法第63条に基づく費用返還を求める本件返還処分を行った。

(2) 本件審査請求2について

ア 平成〇〇年〇〇月〇日、審査請求人は、友人から審査請求人にあてに

送付のあった現金書留を処分庁に持参した。

同日、処分庁の職員は、当該現金書留により〇〇〇〇〇〇円の送金があったことを確認した。

同日、審査請求人は、「友人より借金返済分入金有り（完済分）金額〇〇〇〇〇〇円」と記載した収入申告書（以下「平成〇〇年〇〇月〇日付け収入申告書」という。）を処分庁に提出した。

イ 平成〇〇年〇〇月〇日、処分庁はケース診断会議を行い、次官通知第8の3の（3）に掲げる「収入として認定しないもの」に該当しないため、上記アの〇〇〇〇〇〇円について収入認定することを決定した。

ウ 平成〇〇年〇〇月〇〇日、処分庁において、同庁職員は審査請求人に対して、上記アの〇〇〇〇〇〇円については収入認定すること、これにより〇〇月分の保護費を〇〇〇〇〇〇円減額することを伝えた。

エ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで本件変更処分を行った。

3 判断

（1）本件審査請求1について

ア 保護費として給付される金銭はその性質上自由に処分し得るものであるが、法第1条の目的に照らすと、被保護者はその金銭を自身の最低生活の維持、及び自立助長のために使用するべきものであって、法は被保護者が他者への貸付けを行うことを予定していないといえることができる。仮に、他者に対して金銭債権を有し、返済が行われた場合には、原則としてその金銭は、社会通念上収入として認定することを適当としないものと認めることはできないことから、収入として認定される。

また、「生活保護法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品等を原資としてされた貯蓄等は、収入認定の対象とすべき資産には当たらない」（最高裁判所平成16年3月16日判決、最高裁判所民事判例集58巻3号647頁）が、保護金品等を原資としてされた貯蓄であっても、その目的が他者への貸付けなど生活保護法の趣旨目的にかなったものではない場合は、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」に該当する。

イ それゆえ、処分庁が、友人から審査請求人に返済された金員（〇〇〇〇〇〇円）を収入認定の対象となる「資産」と認めたことについて違法又は不当な点があるとまではいえない。

ウ 法第63条にいう「資力」は、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」と基本的に同義であると解されている。したがって、法第63条に従い、資力があるにもかかわらず保護を受けたものとして、保護の実施機関は、被保護者の受けた保護金品に相当する金額の範囲内で返還額を定め、返還処分を行うことができる。ただし、保護の実施機関は、その

処分を行うに際して、被保護者の最低限度の生活や自立助長への影響等を考慮しなければならない。

エ 処分庁は、審査請求人が金銭を貸し付けるに至った個別具体の事情を勘案したうえで、通帳の記録から金銭のやりとりの事実が客観的に明らかである〇〇〇〇〇〇円分については、これを収入認定すると審査請求人が生活困窮に陥るおそれがあることを考慮し、また審査請求人の自立助長という観点から、入出金記録の差額である〇〇〇〇〇〇円分の返還額を決定して本件返還処分を行ったものである。そうすると、審査請求人の金銭貸付けと返済金の受領を収入として認定すべきではない例外的な事情が認められない本件では、処分庁の判断に違法又は不当な点があるとまでは認められない。

オ 以上のとおり、本件返還処分について、違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求1は棄却されるべきである。

(2) 本件審査請求2について

ア 上記(1)のとおり、処分庁が、平成〇〇年〇〇月〇日付け収入申告書により申告のあった友人から審査請求人に返済された金員(〇〇〇〇〇〇円)について、これを収入認定の対象となる「資産」と認めたことについて違法又は不当な点があるとまではいえない。

イ そのうえで、平成〇〇年〇〇月の次回支給月である同年〇〇月の収入充当額の変更を行った本件変更処分は、そこで収入充当された金額等に鑑みても、違法又は不当な点があるとまではいえない。

したがって、本件審査請求2は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子